諫早市公告第１３５号

下記の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、当該送達すべき書類は、諫早市役所健康保険部介護保険課に保管中につき、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１３日

諫早市長　　大久保　潔　重

記

文書名	氏　名
令和８年度介護保険料督促状（第６期）	松平　等